

防ごう非行 助けよう立ち直り

社会を明るくする運動

犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について、国民の理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」が本年も七月一日から三十一日までの一か月間全国各地で展開され、これと同時にこの一か月間を「青少年を非行から守る全国強調月間」と定め、青少年の非行防止を図ろうとしています。

最近の少年非行は、その発生件数は依然として増加を続け、非行の低年令化・一般化の傾向がますます顕著になってきております。

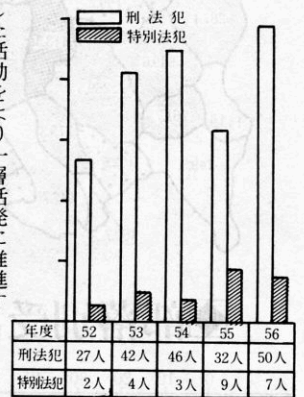
また、その内容においても、万引きや学校内・家庭内暴力事件が激増し、覚せい剤や薬物濫用及び女子非行も引き続き増加し、暴走族による集団暴力事件、少年による通り魔事件の発生も跡を絶たないなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

こうした情勢のもとで、次代を担う少年の非行防止と非行に陥った少年の更生の援助を図るには、関係機関団体はもとより、家庭や学校・職場、更には地域住民一人一人が力を合わせて、地域に密着

した活動により一層活発に推進する必要がありますと考えられます。

今回は、このような観点から「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」を重点目標として、展開されることになっていきます。

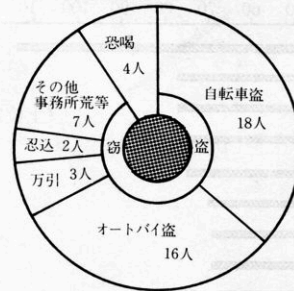
皆さんの御理解をいただくとともに、本運動の推進に格別のご尽力をお願いいたします。



少年犯罪の推移

長門警察署が、昭和五十六年中に、窃盗、恐喝、シンナー遊び、交通違反、飲酒、喫煙などで補導した非行少年は三七九人でした。このうち、刑法犯少年は五十人で、過去五年間の最高となっています。

刑法犯の状況



年金だより

福祉年金を受けとったら 国民年金証書(福祉年金)を提出しましょう

福祉年金を受けておられる皆さん、郵便局で八月期分を受けとられたら、その場で国民年金証書と印鑑持参のうえ、町役場福祉係に

提出してください。

国民年金証書には八月分までしか年金支払額が記入されておりません。これは、毎年一回年金を受けている人が今後一年間年金を受けられることができるかどうかを、次のことよって審査するためです。

一、年金を受けている本人、その配偶者及び扶養義務者の所得額。

二、公的年金(福祉年金以外の年金)受給有無の状況。

以上のことを審査して十一月の支払いにまにあうよう国民年金証書に金額を記入して、お返しします。

国民年金証書の提出が遅れますと、十一月の支払いにまにあわないということもおこりますので、くれぐれもご注意ください。

また、公的年金を受けておられるため福祉年金が一部停止となっているかたは、昭和五十七年度改正の公的年金証書の交付を待つて国民年金証書と一緒に提出してください。



他の制度から年金を受けている方で、その届出をしていない方が

きょうの健康

あすの年金

ありましたら、必ず届出をしてください。後で、他の制度から年金を受けていることが判明した場合は支払いを受けた福祉年金をお返しいただくこととなりますので十分に留意してください。

なお、本人の所得制度の限度額及び公的年金を受けている場合の併給限度額は、本年も昨年より上がっております。

現在支給停止となっておりますかたは、一度役場福祉係で相談してみてください。

消防だより



こんな時は どうしますか!!

水と親しむシーズンとなりました。もしあなたが海や川で溺れた人を発見した場合はどうしますか。

昨年、山口県では六月～八月の間に18名、このうち長門地区管内では、三名の水による犠牲者が発生しております。

長門地区消防本部では、人工呼吸法と併せて、急病や事故による傷病者に対する応急処置の講習を行っています。

医師や救急車が現場に到着するまでに皆さんが誰でもできる応急処置を身につけておきましょう。

長門地区消防本部・消防署
TEL(長門)二一三二一一
西部出張所
TEL(油谷)二一三三〇〇

